

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の5第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年12月13日
<b>【会社名】</b>	コマニー株式会社
<b>【英訳名】</b>	COMANY INC.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 塚本 幹雄
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	
<b>【本店の所在の場所】</b>	石川県小松市工業団地一丁目93番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月27日に提出いたしました第51期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

< 前略 >

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)に占める当社の売上高の割合が96%を超えていたため、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)に占める当社の売上高の割合が96%を超えていたため、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

< 後略 >

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社は、海外における事業及びそれに関わる取引に関して、不適切な処理が行われたとの疑義が生じたため、平成24年10月3日に当社と利害関係の無い外部有識者のみによる第三者調査委員会を設置し、調査を行い、平成24年10月30日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。

この調査結果を受けて、当社は連結範囲の変更の要否、関連当事者との取引に係る記載の訂正の要否等を検討いたしました。また、これを契機に、中国の連結子会社の売上高計上等の会計処理及び当社の過去の決算における繰延税金資産の回収可能性等の会計処理について再度、検討を行いました。

連結範囲の変更の要否の検討の結果、当社が平成23年8月31日付にて買収いたしました南京捷林格建材有限公司が、買収以前の設立当初(設立日：平成19年4月5日)から当社の子会社と判定すべきと認識し、第48期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)に遡って同社を連結子会社にすることといたしました。また、中国子会社の売上原価の計上時期及び当社の繰延税金資産の計上額についてもあわせて訂正を行っております。

当該事実の発覚が遅れたのは、当社の連結決算プロセスに関する統制と子会社に対するモニタリング統制に不備があったことによります。具体的には、連結決算プロセスについては、連結子会社の範囲の決定と親会社、子会社の財務諸表の分析手続、モニタリング統制については、内部統制評価の対象としていない子会社の内部統制の構築・運用状況の具体的な把握及び役職員の職務執行が法令・定款に適合していることに対する監視体制に不備がありました。加えて、取締役会による積極的な情報共有と監視、中国事業推進部門に対する管理部門による牽制も十分に機能しませんでした。

以上のことから上記に関連する当社の全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の整備・運用に重要な欠陥があったと認識しております。

なお、上記の重要な欠陥については、訂正事項の発覚が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了しておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性について改めて強く認識し、第三者調査委員会の提言をふまえて、以下の是正措置、再発防止策を講じ、当社並びにグループ会社における適切な内部統制を整備・運用してまいります。

#### (1) コマニー本体における内部統制強化と経営及び組織の見直し

— 社外取締役の採用

— 中国事業推進部門に対する経営管理機能の強化

— コマニーグループの内部統制の見直し推進部署の新設と、子会社を含めた決算プロセスへの

— 監視及び内部監査の強化等

#### (2) 取締役のコンプライアンス意識の徹底と取締役会規定の改訂

取締役会規定を改訂、子会社報告事項の範囲等の明確化等

以上